

第2節 水環境保全に関する施策

1 工場・事業場に対する規制指導

【水地盤環境課】

水質汚濁防止法により、汚水又は廃液を排出する施設として種々の特定施設が定められています。これら特定施設を設置する製造業、サービス業等の工場・事業場（特定事業場）から排出される排出水には、濃度規制と総量規制が適用されています（資料編「水環境」表9参照）。

pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質については、濃度規制が適用されており、法令により全国一律基準が定められていますが、県では水質の保全を一層推進するため、一部項目については全国基準より厳しい上乘せ排水基準を定めています。

一方、総量規制とは、閉鎖性水域である伊勢湾及び三河湾の水質改善を図るために、汚濁負荷量の総量を規制するものです。県では、平成19年6月に第6次総量削減計画を公告し、有機物汚濁の指標であるCODのほか、第5次から追加されている富栄養化の原因物質である窒素及びりんについて、総量規制を実施しています。

また、総量規制基準が適用されない小規模事業場に対しては、小規模事業場等排水対策指導要領を定め、COD、窒素、りんについて汚濁負荷量の削減を指導しています。

なお、水質汚濁防止法では、地下水の汚染を防止するため有害物質を含む水の地下浸透の禁止や、河川、海域等への重油などの流出事故による被害を防止するため油流出事故に対する事故時の措置規定が盛り込まれています。

(1) 届出の状況【水地盤環境課】

ア 濃度規制

(ア) 概要

水質汚濁防止法に基づく届出をしている県内の特定事業場数は、平成21年度末で12,894であり、このうち、排水量が一定規模以上又は有害物質を排出することにより排水基準が適用される事業場（排水基準適用事業場）数は2,969です。

(イ) 業種別届出状況

特定事業場数でみると上位5業種は、し尿処理施設等（指定地域特定施設（201人以上500人以下のし尿浄化槽）及び下水道終末処理場を含む。以下、本項において同じ。）が2,736（全体の21.2%）と最も多く、次いで自動式車両洗浄施設の2,020（同15.7%）、旅館業の1,350（同10.5%）、洗たく業の1,304（同10.1%）及び畜産農業の1,112（同8.6%）となっています。これら上位5業種で特定事業場数全体の66.1%を、また、排水基準適用事業場数全体の50.8%を占めています。

また、排水基準適用事業場の中で最も多いのはし尿処理施設等であり、1,047（排水基準適用事業場全体の35.3%）に上ります。以下、金属・機械製造業の557（同18.8%）、食料品製造業の193（同6.5%）、旅館業の189（同6.4%）及び畜産農業、窯業の128（同4.3%）と続いています（図2-5-7）。

(ウ) 水域別届出状況

平成21年度末の特定事業場の届出状況について、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例に基づく上乘せ基準が設定されている7つの水域別（図2-5-8）にみると、名古屋市南部の臨海工業地帯と濃尾平野に

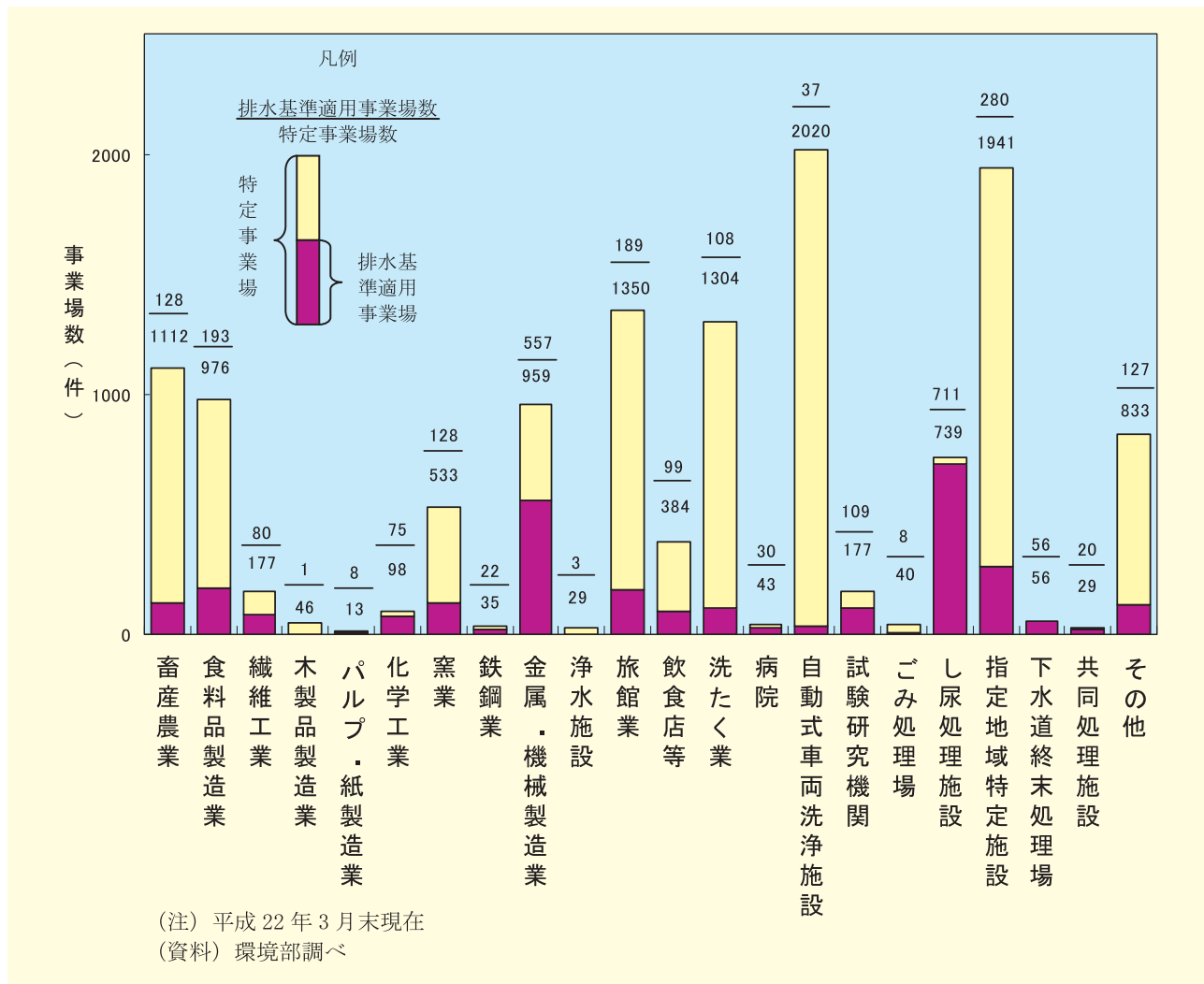
【用語】

特定施設：次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、その種類は政令で定められている。

- ① カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（有害物質）を含むもの
- ② 化学的酸素要求量その他水の汚染状態を示す項目（生活環境項目）で、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のも

特定事業場：特定施設を設置する工場又は事業場。

図2-5-7 業種別特定事業場数



立地する多様な工場・事業場を抱える名古屋港・庄内川等水域が5,461（特定事業場全体の42.4%）と最も多く、自動車関連企業の多い衣浦湾・境川等水域が2,712（同21.0%）、畜産農業の盛んな渥美湾・豊川等水域が2,467（同19.1%）と続いています（図2-5-9）。

イ 総量規制

指定地域（伊勢湾及び三河湾への流入域）内における特定事業場数は、平成21年度末で12,691であり、このうち総量規制基準の適用を

受ける指定地域内事業場（日平均排水量が 50m^3 以上の特定事業場）は1,813あり、また、自動計測器による汚濁負荷量の測定が義務化されている日平均排水量 400m^3 以上の事業場は420あります（表2-5-8）。

県では、これらの指定地域内事業場から排出されるCOD総負荷量を把握するため、汚濁負荷量の大きい事業場を対象に、測定結果を随時県に送信するテレメータを設置しており、平成21年度は70事業場についてテレメータによる監視を行っています。

図2-5-8 水域の区分



図2-5-9 特定事業場の水域別事業場数

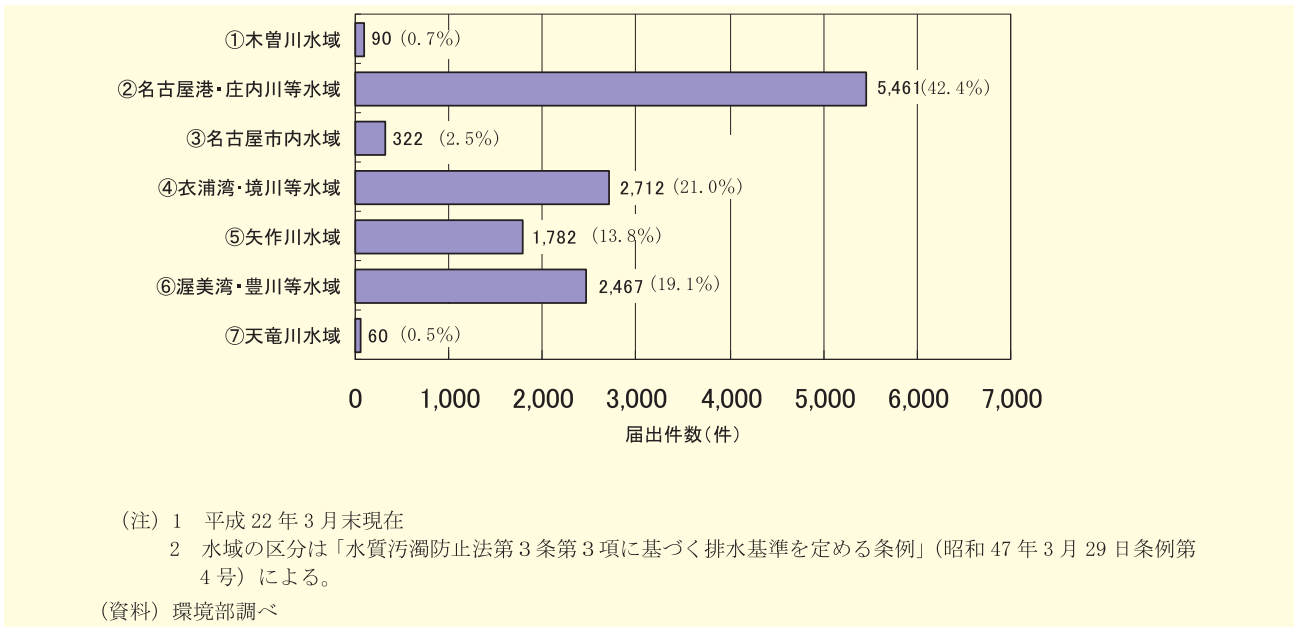


表2-5-8 水質汚濁防止法の総量規制の適用を受ける指定地域内事業場数

事業場	事業場数	所管別事業場内訳	
指定地域内事業場 (日平均排水量 50m ³ 以上)	1,813	愛知県	1,234
		名古屋市	78
		豊橋市	99
		岡崎市	86
		一宮市	87
		春日井市	77
		豊田市	152
(日平均排水量 400m ³ 以上)	420	愛知県	276
		名古屋市	43
		豊橋市	28
		岡崎市	15
		一宮市	9
		春日井市	19
		豊田市	30

(注) 平成22年3月末現在
 (資料) 環境部調べ

(2) 立入検査及び措置状況【水地盤環境課】

県では、法律の遵守状況の確認を行うために計画的に工場・事業場への立入検査を実施しています。

平成21年度は、延べ3,568件の立入検査と798件の採水検査を実施しました。うち、排水口における検査を583件（検査項目の延べ件数は3,613件）実施し、排水基準を超えた件数は16件でした。項目別では、pH、BOD等の一般項目で延べ23件、有害物質で延べ2件で、これらは全体の0.7%でした（資料編「水環境」表12参照）。

県では、排水基準を超えた事業場に対して改善命令・改善勧告等（14件）を行い、排水処理施設の改善や維持管理の徹底を指導しました。

2 油ヶ淵浄化対策の推進

【水地盤環境課、下水道課、河川課】

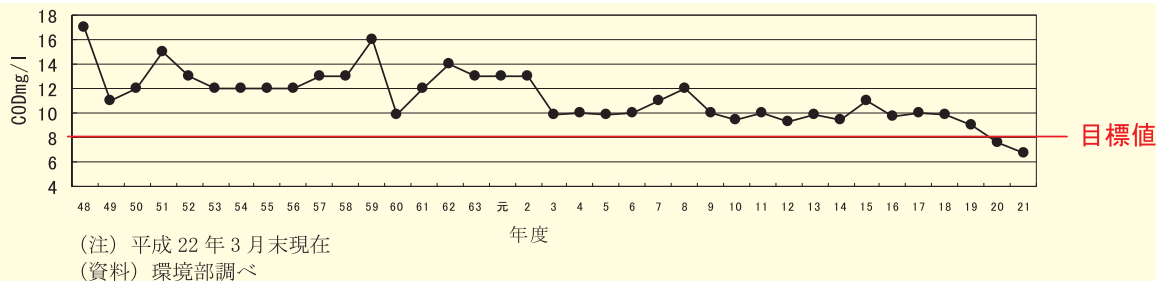
県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵は、流域の都市化の進展や生活排水処理施設の整備の遅れなどにより水質汚濁が続いています。

そのため、県と油ヶ淵周辺4市（碧南市、安城市、西尾市及び高浜市）は油ヶ淵水質浄化促進協議会を設置し、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、しゅんせつ（底泥の除去）、覆砂等の水環境改善事業を実施してきており、水質は徐々に改善されつつありますが、依然として環境基準の達成に至っていません。

平成16年度に策定した「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づき、引き続き水環境改善事業を実施するほか、水環境モニタリングの実施等、行政機関だけではなく、地域住民、NPO等の幅広い参画を求め、協働して取り組んでいます。

また、家庭のできる生活排水対策として、調理くずや食べ物の残り、廃食用油などを水と一緒に流さない、洗剤を使い過ぎないなど、各種啓発活動を推進しています。この結果、総合指標であるCODが目標値の8 mg/lを達成するなど、改善の効果が現れています。（図2-5-10）

図2-5-10 油ヶ淵のCOD75%値 経年変化



油ヶ淵の水質改善に向けた取組 ～第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）の主な内容～

1 目標

総合的な水環境の改善に向けて、水質を改善し、地域のみなさんにうるおいや安らぎの空間を提供し、生物の良好な生息環境を創出します。

平成22年度までに、次の目標水質の達成を目指します。

- 総合指標
COD 8 mg/l 以下・・・湖岸で不快に感じないレベル
- 生物の生息環境指標
底層DO 3 mg/l 以上・・・魚介類などの水中生物が生息できるレベル
- 親水性指標
透視度30cm以上・透明度 1 m以上・・・水辺で湖底が見えるレベル

2 主な対策

①生活排水対策

- ・生活排水処理施設の整備

②産業排水対策

- ・水質汚濁防止法による濃度規制や総量規制
- ・小規模事業場への削減指導

③面源負荷対策

- ・環境保全型農業の推進
- ・雨水貯留浸透対策の推進

④河川対策

- ・河川・湖内のしゅんせつや湖内の覆砂
- ・湖岸のヨシ等による植生浄化

表2-5-9 第二期水環境改善緊急行動計画の主な対策の進捗状況（平成21年度末）

対策		平成21年度実施状況	目標値(22年度)	
河川対策	河川・湖内しゅんせつ	— (累計: 3.7万m ³)	累計4.2万m ³	
	湖内覆砂	4.2万m ³ (累計: 9.9万m ³)	累計13.2万m ³	
	流入河川直接浄化施設の運転	東隅田川(県管理)、稗田川(県管理) 長田川(県管理)、切間川(安城市管理)	—	
生活排水対策	下水道の整備	下水道普及率	58%	64%
		接続人口	45,488人	55,625人
	農業集落排水	接続人口	2,206人	2,084人
		合併処理 浄化槽整備	合併処理 浄化槽人口	13,853人

(資料) 建設部調べ

○「油ヶ淵浄化デー」の支援

4市が実施する清掃活動等の実践活動を油ヶ淵水質浄化促進協議会が支援しています。

実施日 平成21年7月26日

場所 周辺4市 油ヶ淵流入河川等

参加者 3,380名

ゴミ収集量 2,040kg



○「アクション油ヶ淵in安城」の開催

油ヶ淵の水質浄化に関する活動事例発表、展示、講演会など

開催日 平成21年11月6日

主催 油ヶ淵水質浄化促進協議会

場所 安城市文化センター

参加者 400名





油ヶ淵全景（写真提供：株式会社小島組）

3 伊勢湾・三河湾の浄化対策の推進

【水地盤環境課】

伊勢湾・三河湾は水深が浅く、湾口が突き出した半島によって狭くなっていることなどから、外海との水交換がうまくできない状況にあり、典型的な閉鎖性水域となっています。

また、後背地の東海3県から生活排水や産業排水のほか、地域によっては畜産排水、農地等からの汚濁水も流入し、これら汚濁物質の多くが湾内に蓄積し、水質汚濁、富栄養化等の現象が生じています。浄化を進めるに当たっては、このような特徴を踏まえた総合的な対策が必要です。

県では、工場・事業場等を始めとしたCOD対策として、昭和55年度から総量削減計画を策定し、各種対策を推進した結果、CODの汚濁負荷量は着実に削減されてきました。しかし、富栄養化の原因物質である窒素・りんの入力により、植物プランクトンが増殖するなど二次的な汚濁も発生していることから、平成14年度の第5次

計画から窒素・りんを指定項目に追加しました。今後は、平成22年度内に予定されている国の総量削減基本方針に基づき、第7次水質総量削減計画を策定し、総合的、計画的な水質保全対策をなお一層推進していきます。

また、その沿岸がすべて県内に位置し、県民とのかかわりが深く、豊かな海の恵みをもたらしてくれる「里海」である三河湾の再生に向けて、県では平成20年度から部局連携による特別チームを編成し、様々な環境改善技術、施策の効果や評価を検討し、今後取り組んでいくべき施策を取りまとめた「三河湾里海再生プログラム」の作成に向けた検討を行っています。

なお、三河湾の浄化を推進するため、県は豊橋市を始めとする沿岸市町村と三河湾浄化推進協議会（表2-5-10）を組織しているほか、国（中部地方整備局）が中心となり、東海3県及び名古屋市などが参加して設立した「伊勢湾再生推進会議」において、健全な水・物質循環の構築や多様な生態系の回復などを基本方針と

表2-5-10 三河湾浄化推進協議会の会員

正会員（16市町）	豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、高浜市、田原市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町
賛助会員	愛知県
協力会員（15市町村、1団体）	新城市、湖西市、豊根村、岡崎市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、阿久比町、幸田町、設楽町、東栄町、東三河懇話会

（注）平成22年4月1日現在

（資料）環境部作成

した「伊勢湾再生行動計画」を平成19年3月に策定するなど、広域的な連携、取組も進めてい

図2-5-11 愛知県内から伊勢湾・三河湾に流入する負荷量の排出源の内訳（平成16年度実績）

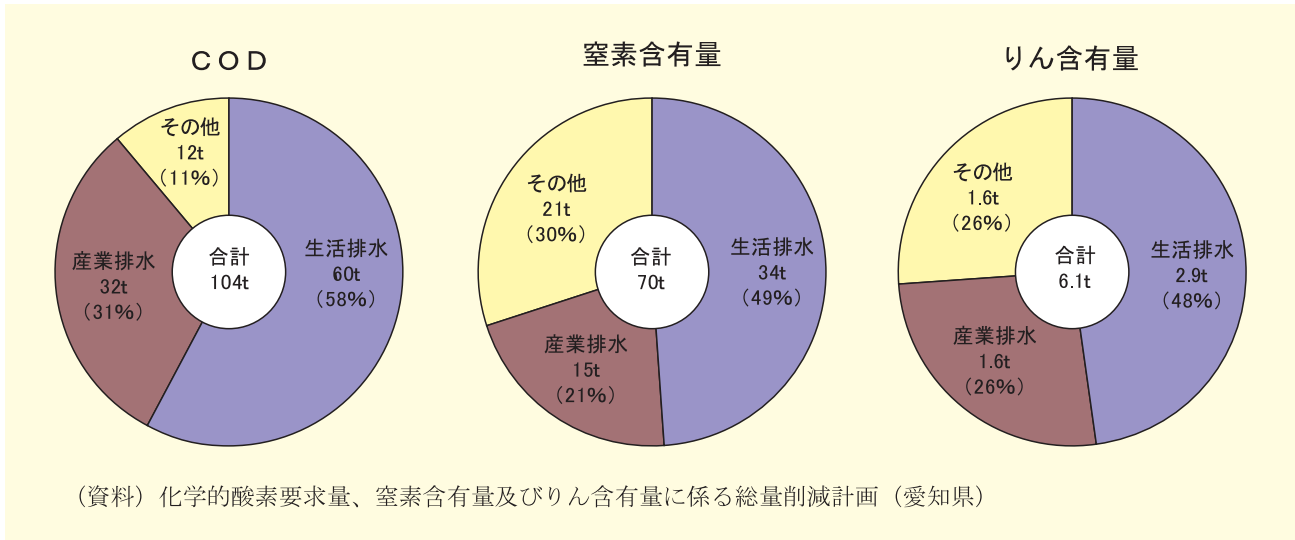


表2-5-11 水質総量削減計画の推移

		総量削減計画 策定年月	目標年度	削減目標 (ト/日)		実績負荷量 (ト/日)
				計画策定時 の実績	目標値	
第1次	COD	昭和55年4月	昭和59年度	172	163	163
第2次	COD	62年5月	平成元年度	163	153	153
第3次	COD	平成3年3月	6年度	153	142	136
第4次	COD	8年7月	11年度	136	127	122
第5次	COD	14年7月	16年度	122	110	104
	窒素			78	73	70
	りん			8.7	7.6	6.1
第6次	COD	19年6月	21年度	104	93	—
	窒素			70	66	—
	りん			6.1	5.4	—

(資料) 環境部作成

～第6次総量削減計画で実施している施策の内容～

①生活排水処理施設の整備

下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の整備を進めています。

②総量規制基準の強化

指定地域内にある日平均排水量50m³以上の特定事業場に対して、排出されるCOD、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の規制基準を強化しました。

③総量規制基準の適用されない事業場に対する指導

総量規制基準の適用されない事業場について、「小規模事業場等排水対策指導要領」に基づく指導を行っています。

④農地及び畜産排水からの負荷削減指導

⑤県民、事業者に対する教育、啓発

⑥底質汚泥のしゅんせつ等による直接浄化対策

海底に蓄積したヘドロをしゅんせつしたり、砂で覆う（覆砂）ことによって、窒素やりんが水中へ溶出することを防いでいます。

4 生活排水対策の推進【水地盤環境課】

工場、事業場等からの産業排水に対する規制が強化され排水処理対策の進んだ今日、台所、風呂、トイレなど日常生活に起因する生活排水が、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっています。このため、河川、湖沼、海域などの水質浄化を図るには、生活排水対策を積極的に

推進する必要があります。

県では、県民の生活環境の保全等に関する条例（以下本節において「生活環境保全条例」という。）において、県、事業者、県民それぞれの立場での生活排水対策を規定しています。また、この条例に基づく「生活排水対策に関する基本方針」を策定し、次のような取組を行っています。

～県民運動の展開（平成21年度）～

① 各種団体・業界への働きかけ

- ・生活排水関連製品の製造・販売業界に対して生活排水対策に有用な製品の開発や販売ルート確立拡大の要請
- ・商工団体、女性団体等関係25団体に対して生活排水に関する自主活動の実施についての要請等

② 啓発事業実施

事業	内容
クリーン排水推進月間啓発事業	10月をクリーン排水推進月間と定め、生活排水対策の重要性について、重点的に啓発をしています。
イベントの開催	アクション油ヶ淵in安城 11月6日（金）、400名
啓発資料の作成・配布	パンフレット「生活排水を考える」、「クリーン排水運動」

(1) 県民運動の展開【水地盤環境課】

生活環境保全条例に基づき生活排水対策実践活動の普及・定着を図るため、行政、事業者及び県民が一体となった全県的な県民運動を展開しています。

(2) 生活排水浄化のための施設整備の推進

【水地盤環境課、農地整備課、下水道課】

下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の施設の整備を地域の実情などを踏まえ、県内全域にわたり効率的かつ計画的に進めるために、

表 2-5-12 汚水処理人口普及率の現状と目標

	汚水処理人口普及率 (%)
構想見直し時 (平成 14 年度末)	72
現状 (平成 21 年度末)	84.0
近い将来 (平成 22 年度末)	概ね 84
将来 (構想の示す最終像)	100

図 2-5-12 現状 (平成21年度末) の汚水処理人口普及率

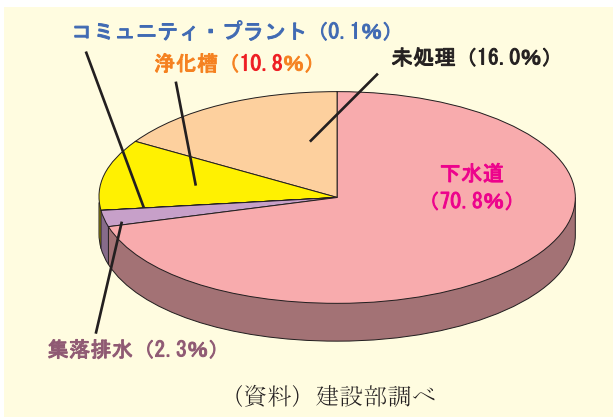


図 2-5-13 将来 (最終像) における生活排水処理施設の整備構想

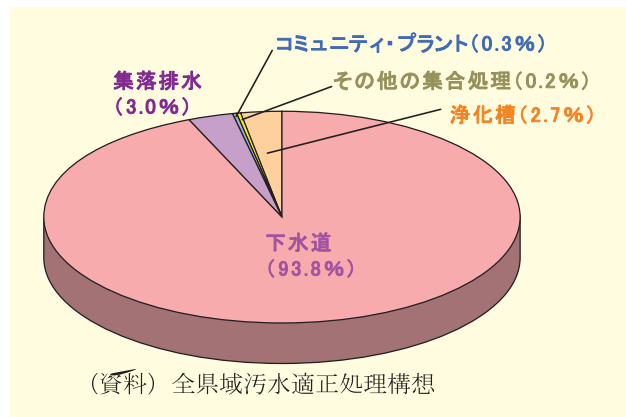
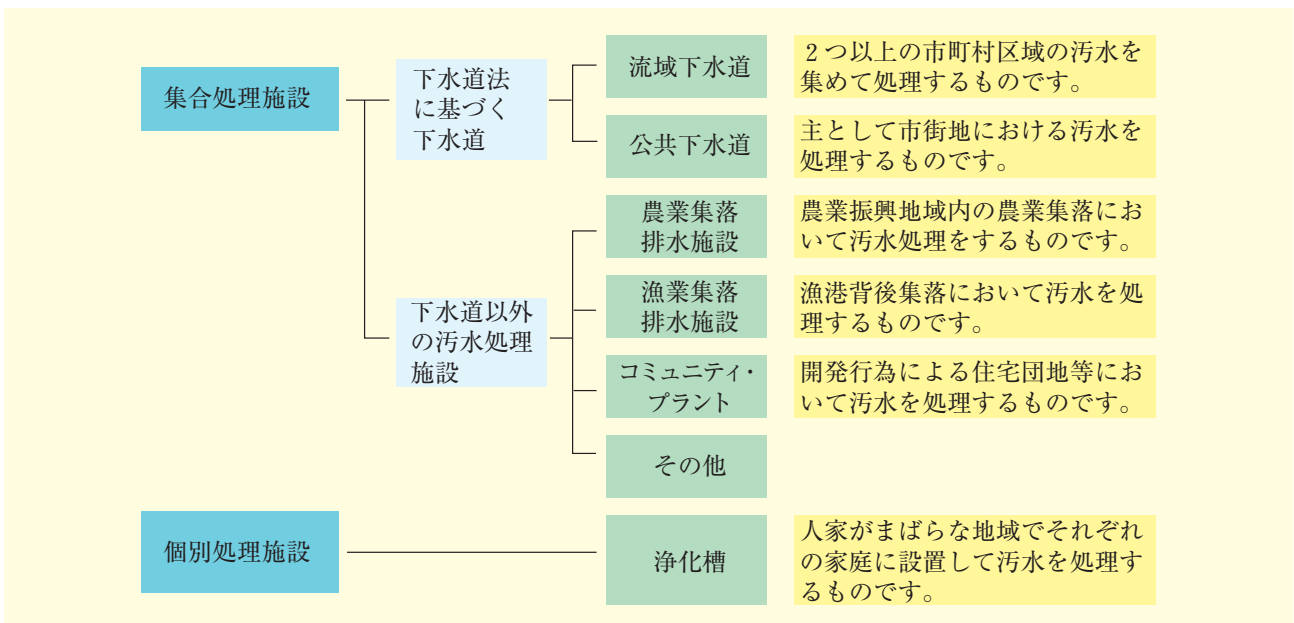


図 2-5-14 生活排水処理施設の種類



各市町村が策定した生活排水処理施設に関する整備計画に基づき、県は「全県域汚水適正処理構想」（平成16年3月見直し）として取りまとめ、これにより生活排水処理施設の適正な整備の推進を図っています。

ア 下水道の整備【下水道課】

下水道は、生活環境の改善を図る基盤施設としてのみならず、河川、海域、湖沼の水質保全のために欠かすことのできない施設として、早急な整備が望まれています。

平成21年度末における県内の下水処理人口普及率（行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合）は70.8%となっていますが、名古屋市（98.8%）を除くと58.7%であり、全国平均73.7%に比べて整備は大きく立ち遅れています（資料編「水環境」表14参照）。

公共下水道は、市町村が建設し管理する下水道であり、家庭などからの汚水を終末処理場において処理するか又は流域下水道に接続するもので、住民にとって最も身近な施設です。県内においては、名古屋市、豊橋市等52市町において整備が進められ、うち51市町で汚水が処理されています（平成22年4月1日現在）。

流域下水道は、河川や湖沼などの自然流域を単位としてその流域内の2つ以上の市町村からの下水を処理するために県が建設し管理するもので、幹線管きよと終末処理場からなる根幹的な下水道施設です。昭和46年の境川流域を皮切りに、現在11処理区で事業に着手し、そのうち10処理区で一部供用開始しています（資料編「水環境」表15参照）。

イ 農業集落排水処理施設等の整備

【農地整備課】

農村地域の集落におけるし尿、生活雑排水等を処理し、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、県及び市町村では、農村版の下水処理事業ともいえる農業集落排水処理施設の整備を進めています。平成21年度末現在、21市10町1村の計175処理区において整備を進めており、うち168処理区で供用開始しています。

また、漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善を図るため、日間賀島で漁業集落排水処理施設の整備を行い、供用開始しています。

ウ 浄化槽の設置促進【水地盤環境課】

下水道事業の予定のない地域では、生活雑排水を処理することができる合併処理浄化槽の設置を促進しており、県は国の補助に合わせ、市町村の行う浄化槽設置整備事業への助成を行うとともに、浄化槽の適正な維持管理の普及を図っています。

（3）生活排水対策重点地域における対策の推進

【水地盤環境課】

平成2年の水質汚濁防止法の改正により、市町村が主体となって、県、国がそれぞれの役割分担のもとで生活排水対策を推進するための制度的な枠組みが組み込まれ、これに基づき県では次の4地域（表2-5-13）を生活排水対策重点地域に指定しています。

【用語】

汚水処理人口普及率：各市町村の行政人口（住民基本台帳人口）に対する、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設の整備人口の割合で表し、以下の式により計算される。

$$\text{汚水処理人口普及率（％）} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{下水道処理人口} + \text{農業集落排水施設等処理人口} + \\ \text{浄化槽人口} + \text{コミュニティプラント処理人口} \end{array} \right]}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

※浄化槽人口は下水道、農業集落排水施設等、コミュニティプラント供用開始地区を除く。

表2-5-13 生活排水対策重点地域の指定状況

地域名	指定年月日	関係市町名
油ヶ淵周辺地域	平成3年3月29日	碧南市、安城市、西尾市、高浜市
佐奈川流域	4年5月15日	豊川市
境川流域	5年1月29日	大府市、豊明市、みよし市、東郷町
矢田川上流域	12年3月17日	瀬戸市、尾張旭市

～生活排水対策重点地域における施策～

① 生活排水対策推進計画の策定

関係市町が策定し、計画に基づいた施策の推進を図っています。

② 浄化槽設置費の補助

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換を図る場合に、他地域に比べて補助額を増額しています。

平成21年度は、10市町の432基に補助しました。

③ 重点地域水質パトロール事業

小中学生のグループを募集し、身の回りの水路や河川の水質状況や水辺の生きもの等を調べ、結果をまとめたレポートを提出してもらい、特に優秀な活動に対し知事表彰を行っています。

平成21年度は44グループ1,358名の参加がありました。



5 地下水汚染対策【水地盤環境課】

県では、県内の地下水の汚染状況を把握するため、常時監視としてメッシュ調査や定点調査等を実施しています。これらの調査に加え、井戸所有者の自主検査の結果等についても把握しています。

また、土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、生活環境保全条例において、特定有害物質を取り扱う事業所等に対して、土壌・地下水の汚染状況について調査に努めなければならないと規定するとともに、汚染状態が条例で定める土壌汚染対策基準に適合しないことが明らかになったときは、当該汚染の状況及び応急措置の内容等について知事への届出義務を課しています。

なお、こうした汚染事例については、関係機関と協力し、汚染が判明した時点で汚染井戸周辺地区調査及び井戸所有者への飲用指導を行う

とともに、翌年度以降は定期モニタリング調査により継続的に監視を行っています。また、汚染原因者が判明した場合は、原因者に対して地下水のくみ上げ浄化措置等の対策を指導しています。

6 ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策

(1) 農薬適正使用の指導

【水地盤環境課、農業経営課】

ゴルフ場は河川の上流域に立地することが多く、中下流の水利用を保護する観点から、そこでの農薬の使用は適正かつ有効に行われることが必要です。このため、県では「愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱」（平成2年11月施行）及び「愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針」（平成元年4月施行）を定め、ゴルフ場事業者に対して登録農薬の使用及び表示事項の遵守、農薬管

理責任者の設置、水質の監視及び測定等を義務づけ、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁が生じないように指導しています。

(2) 水質調査の実施【水地盤環境課】

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止のため、県では、平成2年に環境庁(当時)が定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」に基づき、県内各ゴルフ場を指導しています。

この指導指針では、全国的に使用されている主要な45種類の農薬について、ゴルフ場排水口における農薬濃度の指針値を設定しており、平成21年度は4月から11月にかけて、県内の44ゴルフ場(名古屋市、岡崎市、春日井市及び豊田市の区域を含む)からの排水に含まれる農薬含有量の実態調査を実施しました。その結果、指針値を超えていたものはありませんでした(資料編「水環境」表13参照)。

7 水辺環境の保全・創出

(1) 平野部の水辺環境【河川課】

河川を始めとする水系は水域、水辺、草地、河畔林などから構成される生物の重要な生息基盤であるとともに、県民が身近に生きものや自然に親しむことのできる貴重な空間となっています。このことから、県では、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するため、「多自然川づくり」に取り組んでいます。

また、人々が川に目を向け、川に親しみを感じるような、新たなふれあいの場の創出や、地域の文化や歴史を踏まえた生きた川づくりが必要とされています。そこで、「水辺スポット整備」により、関係市町村とともに川づくりと一体となった公園や遊歩道等の整備など、それぞれの河川の持つ特色を踏まえた整備を行っています。

(2) 山間部の水辺環境【砂防課】

山間部の溪流においては、景観、生態系等の自然環境の優れている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっています。

最近では、余暇、ゆとりの時代に対応して、人々が山、川、森と親しみ集い憩える水と緑豊かな空間の整備が社会の要請となってきたことから、砂防事業においても、景観・生態系といった自然環境との調和が求められるようになりました。

そこで、県では、個々の溪流の自然的、社会的条件を勘案し、自然環境や生態系の保全に配慮した「水と緑 豊かな溪流砂防事業」を実施しています。

(3) 海辺の水辺環境【河川課、港湾課】

海辺は、美しい砂浜や荒々しい岩礁などの独特の自然景観を有し、我が国の文化、歴史、風土を形成してきました。また、この海辺は陸域と海域が接する空間であり、多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な場となっています。更に、漁場や港としての利用など、生産や輸送のための空間としての役割も果たしてきました。

その一方で、近年価値観の多様化や健康意識の高まりなどから、海辺の持つ潤いや安らぎの機能や海洋性レクリエーション機能に対するニーズが高まりつつあります。

そこで、県では、人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成するとともに、特色ある自然環境や優れた自然景観を保全するため「海岸環境整備事業」、「港湾環境整備事業」を行っています。また、良好な海域環境を形成するため「海域環境創造事業」(シーブルー事業)を行っています。

(4) 農村部の水辺環境【農地整備課】

農村地域の農業水利施設等の多くは、地域の自然環境、生活環境等に調和した整備がなされ、単なる水利施設としてのみならず、景観の形成、親水機能の発揮、生活用水の提供、水質の浄化等の多様な役割を果たしてきました。

しかし、近年の農村地域の都市化及び混在化の進展、農業生産形態の変化等により、動植物が減少するとともに、水質の悪化、景観の損壊、親水機能の低下といった問題が生じ、景観の保全、生態系の回復等の環境的観点も含めた農村の快適性を求める声が、農村の住民のみならず都市部の住民からも高まってきています。

このため県では、農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業用施設の保全・管理と一体的に、施設の有する水辺空間等を活用

し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創造することを目的として、「水環境整備事業」、「農村自然環境整備事業」を実施しています。

表2-5-14 水辺環境整備関連事業（平成21年度）

施策事業名	実施河川名等	事業主体	事業概要
多自然川づくり	半場川（安城市）、稗田川（高浜市）始め40河川	愛知県	水辺の生物の生息・生育に配慮した河川整備
水辺スポット整備	五条川（春日町）、蟹江川（蟹江町）	愛知県及び市町村	川づくりと一体となった公園や遊歩道の整備
水と緑の豊かな溪流砂防事業	おせん川（豊田市）、豊川第10支川（新城市）、宮前川（岡崎市）、赤坂台沢（豊川市）始め24溪流	愛知県	溪流保全工、砂防えん堤工等
海岸環境整備事業	坂井海岸、刈谷海岸、高浜海岸	愛知県	緩傾斜護岸、浚渫
港湾環境整備事業	三河港（御津地区）、衣浦港（高浜地区）	愛知県	緩傾斜護岸
海域環境創造事業（シーブルー事業）	三河港（御津地区）	愛知県	覆砂
水環境整備事業	不動ヶ池地区（幸田町）、新矢作川用水南部地区（碧南市、西尾市）始め8地区	愛知県	農業水利施設を利活用した生活環境整備
農村自然環境整備事業	みはま中部地区（美浜町）、枝下地区（豊田市）	愛知県	農村地域の生態系保全に配慮した生活環境整備
漁場環境保全創造事業	三河湾（西尾市地先）	愛知県	河川浚渫砂とダム堆積砂を利用した干潟・浅場造成

（資料）農林水産部、建設部調べ



港湾環境整備事業の例（三河港御津地区緑地（豊川市））



水環境整備事業 不動ヶ池地区（幸田町）

8 水循環の再生【水地盤環境課】

（1）あいち水循環再生基本構想

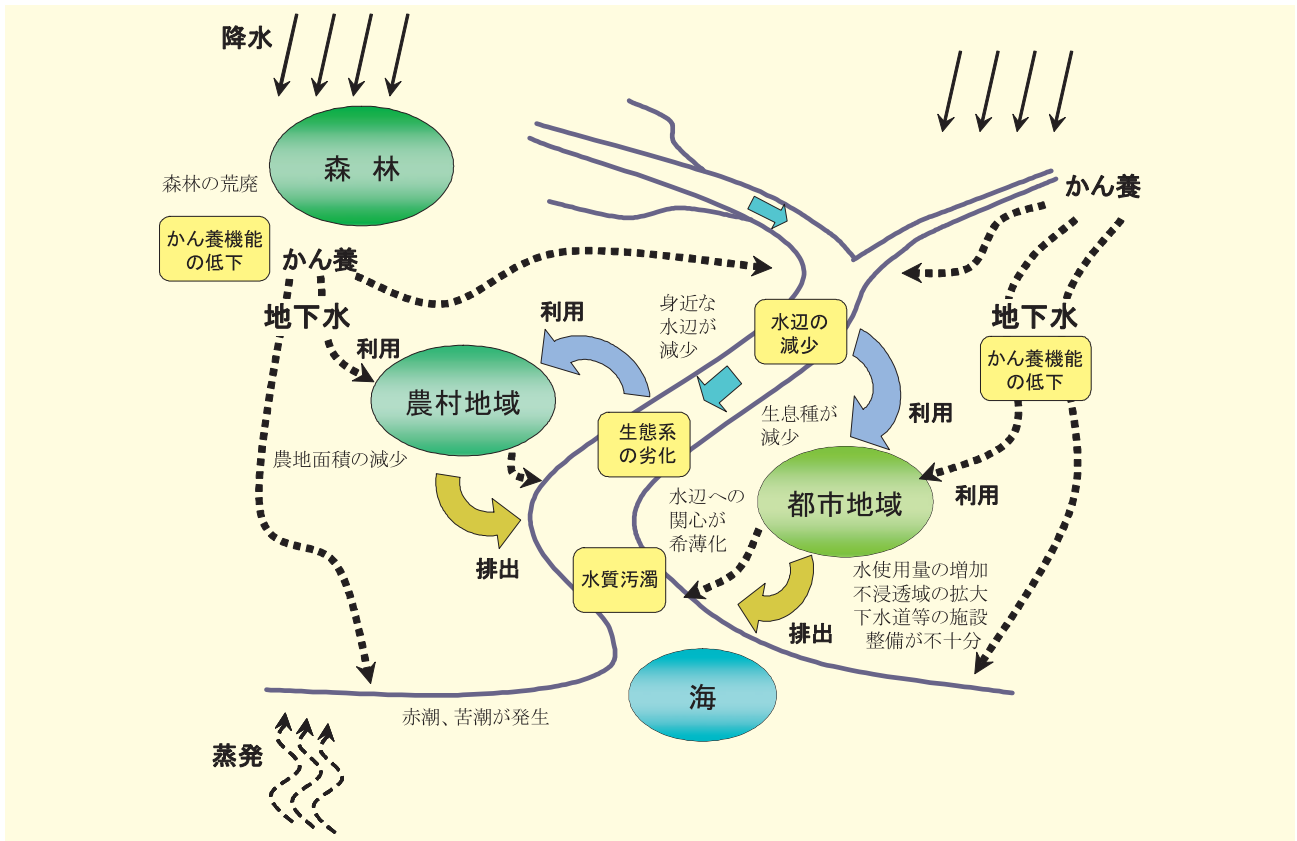
水は、生物の命を育み、私たちの生活や産業に不可欠で貴重な資源です。しかし、急激な産業の発展や都市化の進展、森林や農地をとりまく状況の変化等により、水循環の状況は大きく変化し、その結果、水質汚濁、生態系の劣化、水辺地の減少等様々な問題が発生しています。

この水循環の再生に当たっては、環境、治水、

利水等の各分野が個々に施策を実施するだけではなく、上流から下流まで、流域全体を視野に入れ、総合的に施策を講ずることが必要です。

このため、県では、平成17年度に「あいち水循環再生基本構想」を策定し、「人と水との豊かなかわりの回復・創造」を目標に、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと、水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」

図2-5-15 水の流れと水循環の問題点



の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環の再生に取り組んでいます。

水循環の持つ機能ごとに連携した取組を実施するとともに、水循環の再生につながる「森林の整備・保全」、「農地保全」、「まちづくり」、「海づくり」といった特定のテーマごとに、関連する様々な施策を連携させることにより、対策相互の相乗効果や波及効果を生かして総合的な取組を実施することとしています。

(2) 水循環再生地域協議会・水循環再生地域行動計画

水循環再生の取組を進めていくためには、流域の上流から下流までが一体となり、多様な主体による連携・協働が必要になります。一方、川や海の水質や水量、生態系、水辺の状況は、地形等の条件や県民生活、経済活動などにより、それぞれの地域で異なります。

このため、県内を尾張地域、西三河地域、東三河地域の3地域に分け、それぞれの地域ごとに県民、事業者、民間団体、行政で構成する「水

循環再生地域協議会」を平成18年度に設立しました。

各地域協議会では、平成20年3月にそれぞれの地域の実情に沿った具体的な目標、取組等を「水循環再生地域行動計画」として作成しました。この行動計画では、あいち水循環再生基本構想と同様に「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を地域共通の目標として設定するとともに、各地域を3～4の流域に細分化し、細分化した地域ごとの「流域別目標」も合わせて設定しました。(表2-5-15) また、目標達成のための取組については、新たな取組を順次追加し、計画の充実を図ることとしています。

なお、計画期間は平成20年度を初年度とした10年間としていますが、各地域協議会に設置した「行動計画フォローアップチーム」において取組状況の把握などを行い、定期的に目標達成状況の中間評価や目標の見直しを行うこととしています。

(3) あいちの水循環再生指標

あいち水循環再生基本構想の取組を進めるにあたっては、水循環の現状把握が必要です。

このため、県では、川などの健康状態を水循環の視点で総合的に判断するため、「水質」、「水量」、「生態系」、「水辺の親しみやすさ」といった、水循環の機能に関する4つの評価項目で構成する水循環再生指標を平成19年7月に作成しました（表2-5-16）。

この指標は、学識者などによる水循環再生指標検討会と、公募によるボランティアグループが参加するワークショップとが連携を図りなが

ら検討し作成したもので、主に五感を使って5段階で評価するなど、一般の方でも手軽に調査できる内容になっています。

また、平成21年度からは、この指標を使った「流域モニタリング一斉調査」を6月5日（環境の日）の前後1週間を中心に実施するなどしてその普及を図っています。平成21年度は県内全域で287地点、884名の参加がありました。

表2-5-15 各地域を細分化した流域と流域別目標

地域	流域	流域別目標
尾張地域	日光川等流域	・田園や街など、周辺環境と調和した水辺景観の創造・維持
	木曾川・庄内川等流域	・水が見えるまちづくり
	天白川・山崎川等流域	・都市を潤し自然と人を育む川 ・周辺環境と調和した、四季感あふれる散歩道
	伊勢湾沿岸域 (知多半島等)	・水辺を散歩したい川 ・生き物をはぐくむため池を守る
西三河地域	矢作川等流域	・上下流連携した森林整備、瀬や淵など自然環境の保全による流域一帯の川づくり など
	境川等流域	・多様な動植物が見られる河川環境 ・保水・かん養や生物の住処をもたらすため池の回廊
	油ヶ淵等	・湖畔の散歩道において不快に感じなく、水辺で湖底が見られる ・湖内全域で魚が生息できる など
	三河湾沿岸域 (知多半島等)	・水辺を散歩したい川 ・生き物をはぐくむため池を守る
東三河地域	豊川・天竜川等流域	・森づくりによる美しい自然と健康で豊かな生活環境との調和
	三河湾沿岸域 (豊川・蒲郡・宝飯等)	・自然と風景と文化が調和したふれあい空間としての水辺 ・魚などの生き物が豊かな里海の再生
	三河湾・外海沿岸域 (渥美半島等)	・人と自然が共生する汐川干潟 ・自然景観に恵まれた川

表2-5-16 あいちの水循環再生指標の主な調査項目

評価項目	主な調査項目
水質	汚れ（COD）、水の色、濁り、におい
水量	水深、水の流れの変化、流速、湧水
生態系	水生生物、魚、水際・水辺周辺の植物、周辺の生き物（鳥、昆虫など）
水辺	ごみ、近づきやすさ、水辺の自然度



流域モニタリング一斉調査の様子

クローズアップ

「伊賀川水辺マップ」を作成しました

県では、平成19年度から21年度にかけ、水辺に関する県民意識の高揚と水環境の保全に役立てるため、地域で先導的な活動をしている団体の協力で「水辺マップ」を作成しています。

平成21年度は、岡崎城のわきを流れる伊賀川で「伊賀川水辺マップ」を作成しました。

この「伊賀川水辺マップ」では、伊賀川の桜並木や周辺に生息している生物だけでなく、伊賀八幡宮や改修記念碑等の歴史・文化についても写真などで分かりやすく紹介しています。

皆さんも、これらのマップを参考にして、身近な河川などの水辺マップを作ってみませんか。

参考：水辺マップ作成実績

年度	地域	河川名	編集団体名
19	尾張	香流川	名古屋市水辺研究会
20	東三河	豊川	(N) 東三河自然観察会
21	西三河	伊賀川	伊賀川を美しする会

(N)：特定非営利活動法人



〔伊賀川水辺マップ〕